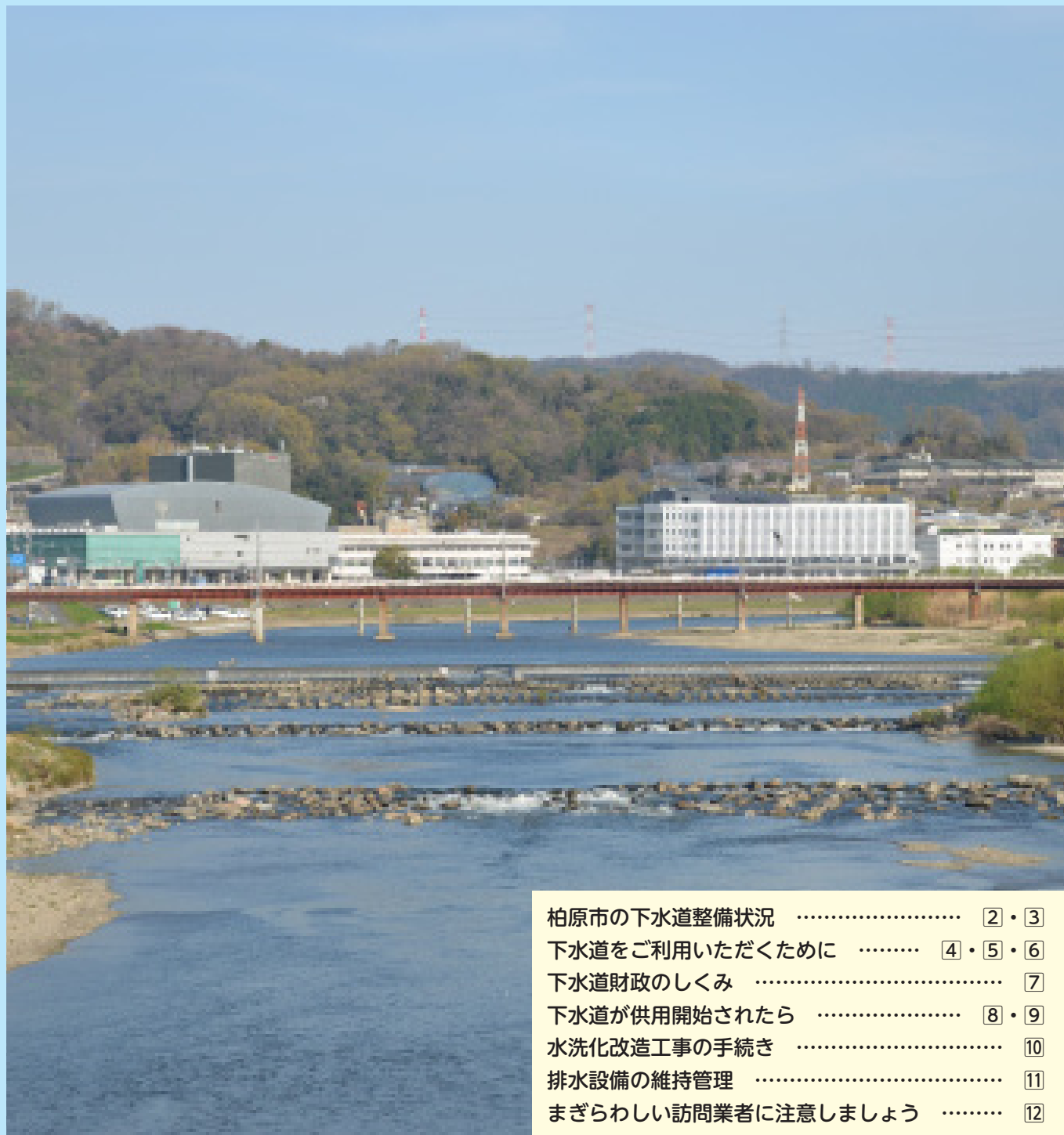


# つなげて、 活かして、**下水道**

令和3年度  
(2021年)版  
柏原市上下水道部 発行

保存版

## 未来に残そう、きれいな水辺



柏原市の下水道整備状況	2・3
下水道をご利用いただくために	4・5・6
下水道財政のしくみ	7
下水道が供用開始されたら	8・9
水洗化改造工事の手続き	10
排水設備の維持管理	11
まぎらわしい訪問業者に注意しましょう	12

— 水 洗 化 に ご 協 力 を —

# 柏原市の下水道整備状況

## 大切な都市基盤施設

下水道は公衆衛生や生活環境の維持・管理をはじめ、大雨による浸水被害からわたくしたちを守るほかに川や海の水質を保全するなど多くの役割を担う大切な都市基盤施設です。

### 市内を三つの排水区に

本市の下水道は、大和川で南北に区分され、北側を「寝屋川南部流域関連公共下水道」、南側を「大和川下流東部流域関連公共下水道」と呼んでいます。そして、寝屋川南部流域関連公共下水道は、さらに市内を流れる長瀬川で東西に区分され、東側を「柏原東排水区」、西側を「柏原西排水区」といいます。

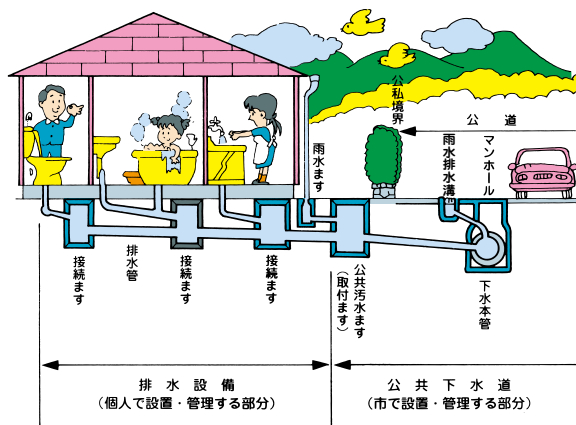
大和川下流東部流域関連公共下水道の区域である国分地区全域は「国分排水区」といいます。

柏原東排水区と国分排水区は、汚水と雨水を別々の下水管に流す「分流式」を、柏原西排水区は汚水と雨水を同じ下水管に流す「合流式」を、それぞれ採用しています。

柏原東排水区と柏原西排水区の汚水は八尾市の竜華水みらいセンターまで運ばれ、浄化された後、平野川や長瀬川に放流されています。一方、国分排水区の汚水は藤井寺市の大井水みらいセンターまで運ばれて浄化された後、大和川に放流されています。

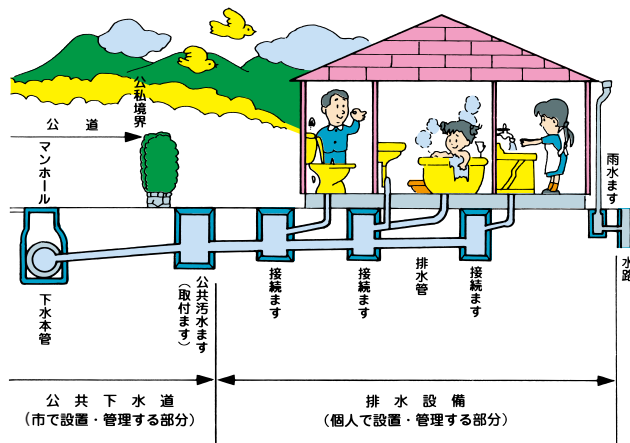


### 合流式下水道図



「合流式」とは、汚水と雨水を同じ下水管へ流す方式をいい、長瀬川から西側の地域（柏原西排水区）で採用しています。

### 分流式下水道図



「分流式」とは、汚水と雨水を別々の下水管に分けて流す方式をいい、長瀬川より東側の地域（柏原東排水区）と国分全域（国分排水区）で採用しています。

# 工事中は何かとご迷惑をおかけいたしますが、 ご理解とご協力をお願いします。

## 着々と進む下水道整備

本市の下水道事業は昭和四十六年七月に寝屋川南部流域関連公共下水道として計画し、雨水については国分第2雨水ポンプ場及び国分市場第1雨水ポンプ場などを供用開始（下水道が利用できるようになること）し、雨水の排水を行っております。また、石川、片山、玉手及び円明地域の抜本的な浸水解消に向けた片山雨水ポンプ場を平成二十三年度から供用開始しました。

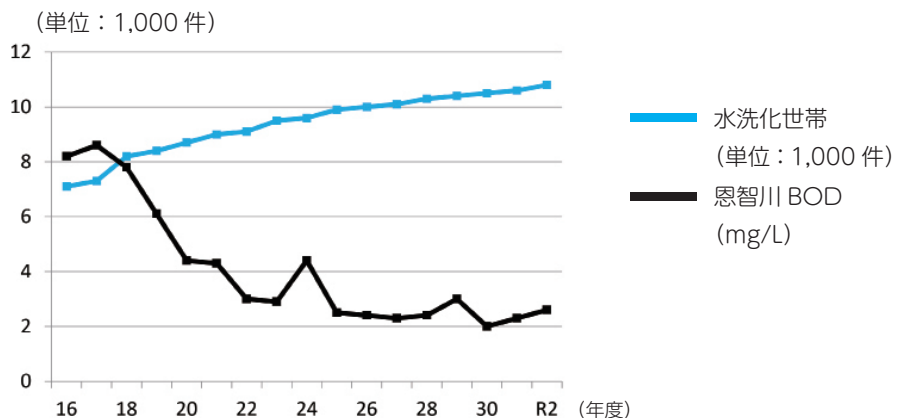
汚水についての下水道整備は昭和六十一年度を「下水道元年」と位置づけ、法善寺地区から面的整備工事に着手しました。そして、平成元年五月に初めて供用開始を行い、令和三年三月末現在では約88%（約六万人）の市民の方が下水道を利用できるようになっています。



## 取り戻そう清流

本市では、これまで積極的に下水道の整備を進め、令和2年度末では約25,100世帯の市民のみなさまが下水道に接続されました。令和3年度からは「公共下水道整備第8次5箇年計画」により、これから5年間さらなる水洗化を目標に整備を進め、子ども達が水辺で遊べるようなきれいな川をめざします。

柏原東排水区内の水洗化世帯数と恩智川の水質の移り変わり



上記グラフは、柏原東排水区内における水洗化世帯の件数とその区域内を流れる恩智川のBOD（※注釈）の推移です。

下水道への接続が増えるに従い恩智川の水質も向上しています。

また、一級河川である大和川の水質（令和元年度末、国豊橋地点）は、2.0 mg/Lとなりました。

※ BODとは、水中の微生物が汚染物質を分解するために消費する酸素の量で、水質汚濁の指標の一つで、数値が高いほど汚れがひどいことを示します。3.0 mg/L以下ならアユが息できるとされます。

## 柏原市の下水道普及率

本市の下水道普及率（市の行政人口に対する公共下水道による処理可能な人口の割合）は、令和3年3月末で、約88%です。

本市では快適な生活ときれいな水環境を取り戻すために、今後も積極的に下水道整備を進めていきます。

# 下水道をご利用いただくために

## 受益者負担金

受益者負担金制度は下水道整備のための貴重な財源として大きな役割を果たしています。

### ① 受益者負担金とは

下水道は、国の補助金や起債（借金）、市税などを財源にして整備を進めています。建設工事には莫大な費用がかかります。そこで都市計画法第七十五条に基づき、下水道事業によって利便を受ける方に下水道建設費の一部をご負担いただいているのが受益者負担金制度です。

下水道が整備された区域内の土地は、すべて負担金の賦課対象になりますが、**受益者負担金が一度賦課された土地には、重ねて賦課されることはありません。**

土地の状況やその他の事情により、**公共汚水桝を設置しない場合もありますが、設置の有無にかかわらず負担金は賦課され、お支払いただくこととなります。**

### ② 受益者の範囲

負担金は土地所有者または権利者の方に納めていただきます。

下水道が整備される地域内に土地を所有されている方を受益者といいますが、ただし、その土地が地上権や賃貸借などの権利（一時使用を除く）の目的になっている場合は、土地所有者と権利者のお話し合いで権利者の方を受益者にすることもできます。

### ③ 受益者等の申告

土地所有者は土地登記簿でわかりますが、その土地に権利者があるかどうかが確認できません。

そこで負担金を賦課する前に（六月中旬）市から土地所有者の方を対象地の地番・面積などを記入した受益者申告書をお送りいたします。地番・面積の確認も併せて行っていますので、受益者の変更が

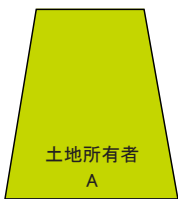
ない場合も提出にご協力くださいようお願いいたします。

賦課決定兼納入通知書（納付書）は九月初旬に申告書でお届けいただいた受益者の方（申告書を提出されなかった時は市が四月一日現在の土地所有者を受益者とみなします。）に送付いたします。

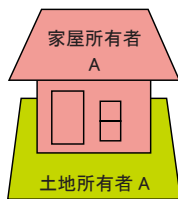
### ④ 受益者を変更するには

売買・相続等で納付途中に受益者の変更を希望されるときは、必ず「下水道事業受益者異動届」を提出してください。届出日以前の納期分については旧受益者に負担金を納付していただき、届出日以後の納期分は新受益者に負担金を納付していただきます。

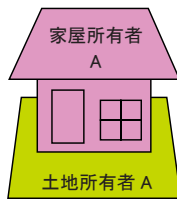
## 受益者の一例



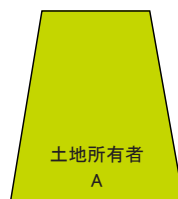
田・畑・駐車場・空地など自分が土地を所有納める人…A



居住者…B  
借家、アパート間借りなど  
納める人…A

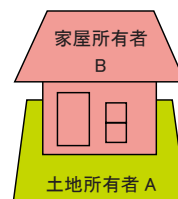


自分の土地に自分の家をもち、そこに住んでいる場合  
納める人…A

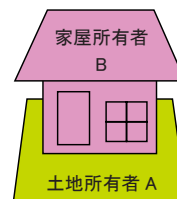


地上権などの権利者…B

納める人…B



居住者…C  
借地にアパートなどを建てている場合  
納める人…B



居住者…B  
借地の上に自分の家を建てて住んでいる場合  
納める人…B

## ⑤ 負担金の徴収猶予と減免

土地の利用状況や受益者の事情に応じて、一定期間徴収を猶予したり負担金を減免することができます。

### ① 徴収猶予について

- ・ 農地（現に耕作しているものに限る）については、最長5年間徴収を先延ばしすることができます。また、申請の上、上下水道事業管理者が認めれば更新することもできます。
- ・ 災害、火災、盗難及びその他の事故が生じたときは、一定期間徴収を先延ばしすることができます。
- ・ 徴収猶予の制度を利用した場合、前納報奨金は適用されません。

### ② 減免について

- ・ 公的生活扶助（生活保護等）を受けている方。
  - ・ 公共性のある私道（無償で道路敷に提供していること。不特定多数の方が通行していることが必要です。）
  - ・ 墓地、境内地等。
- ※徴収猶予や減免を受けようとする方は、申告期限までに申請してください。申告期限後は、これらの制度が受けられないことがあります。

詳しくは「経営総務課・お客様サービス係」までお問い合わせください。

## ⑥ 負担金の計算方法

柏原市の受益者負担金は一平方メートルあたり四百五十円です。

この金額を受益者が所有（使用）されている土地一筆ごとの公簿面積に乗じて計算します。（計算例は下記のとおり）

## ⑦ 納付方法と時期

### ◎ 分割納付

負担金を三年間六回（年二回）の分割で納める方法で、各納期は左の表のとおりです。

### ◎ 一括納付と報奨金（お得な納め方）

初年度第一期の納期限までに負担金の全額を納付いただきますと、総額から前納報奨金として十四割が差し引かれます。（計算例は左記のとおり）ただし、徴収猶予の制度を利用した場合や減免対象となった土地及び報奨金の額が千円未満の場合については、報奨金は交付されません。

### ◇ 計算方法

受益地面積（所有している土地の面積）× 450円（単位負担金）  
= 受益者負担金総額  
（計算例）

100㎡（約30坪）の土地を所有されている場合

$$100 \text{ m}^2 \times 450 \text{ 円} = 45,000 \text{ 円}$$

受益者負担金総額は、45,000円となります。

なお、負担金は、その土地に対して一度かかると、重ねてかかることはありません。

### ◇ 分割納付

年度	期別	納期
初年度	1期	9月1日～同月末日
	2期	翌年2月1日～同月末日
次年度	1期	9月1日～同月末日
	2期	翌年2月1日～同月末日
次々年度	1期	9月1日～同月末日
	2期	翌年2月1日～同月末日

※納期限が土・日・祝日のときは翌日となります。

### ◇ 一括納付

計算例 負担金総額 45,000円の場合

$$45,000 \text{ 円} \times \frac{14}{100} = 6,300 \text{ 円 (報奨金)}$$

$$45,000 \text{ 円} - 6,300 \text{ 円} = 38,700 \text{ 円 (納付額)}$$



# 下水道使用料

公共下水道に接続されますと下水道使用料を納めていただきます。  
下水道使用料は下水道施設の維持管理費用などに使われています。(左ページ参照)

## ①使用料の計算方法

使用料は、排出された汚水量により計算します。水道水を使用されている場合は水道使用水量を汚水排出量とします。また井戸水(地下水)などを使用されている場合は、使用状況などを調査のうえ、使用水量を認定して計算します。(計算例は左記のとおり)

区分 汚水種別	基本料金 (2カ月につき)		従量料金 (2カ月につき)	
	水量	料金	水量	料金 (1m <sup>3</sup> につき)
一般汚水	10m <sup>3</sup> までの分	1,250円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	83円
			21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	151円
			41m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup>	186円
			61m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup>	213円
			81m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	220円
			101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>	234円
			201m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup>	282円
			1,001m <sup>3</sup> 以上	296円

※浴場汚水については1m<sup>3</sup>につき19円(1カ月につき)

### 下水道使用料計算例 2カ月に66m<sup>3</sup>を使用した場合

基本料金(10m<sup>3</sup>まで) 1,250円……①  
 11m<sup>3</sup>～20m<sup>3</sup>相当部分 10m<sup>3</sup>×83円=830円…②  
 21m<sup>3</sup>～40m<sup>3</sup> // 20m<sup>3</sup>×151円=3,020円…③  
 41m<sup>3</sup>～60m<sup>3</sup> // 20m<sup>3</sup>×186円=3,720円…④  
 61m<sup>3</sup>～80m<sup>3</sup> // 6m<sup>3</sup>×213円=1,278円…⑤  
 合計=①+②+③+④+⑤=10,098円  
 上記の算出した合計金額に消費税等相当額が加算されます。

## ②使用料の納付方法

使用料は、原則として二カ月(工場などの大口使用者は一月)ごとに水道料金と合わせて請求いたします。  
 納付方法には、金融機関等の窓口でお支払いいただく方法、口座振替によってお支払いいただく方法、コンビニエンスストアでお支払いいただく方法があります。(水道料金を口座振替されている方は下水道使用料も合わせて引き落とされます。)



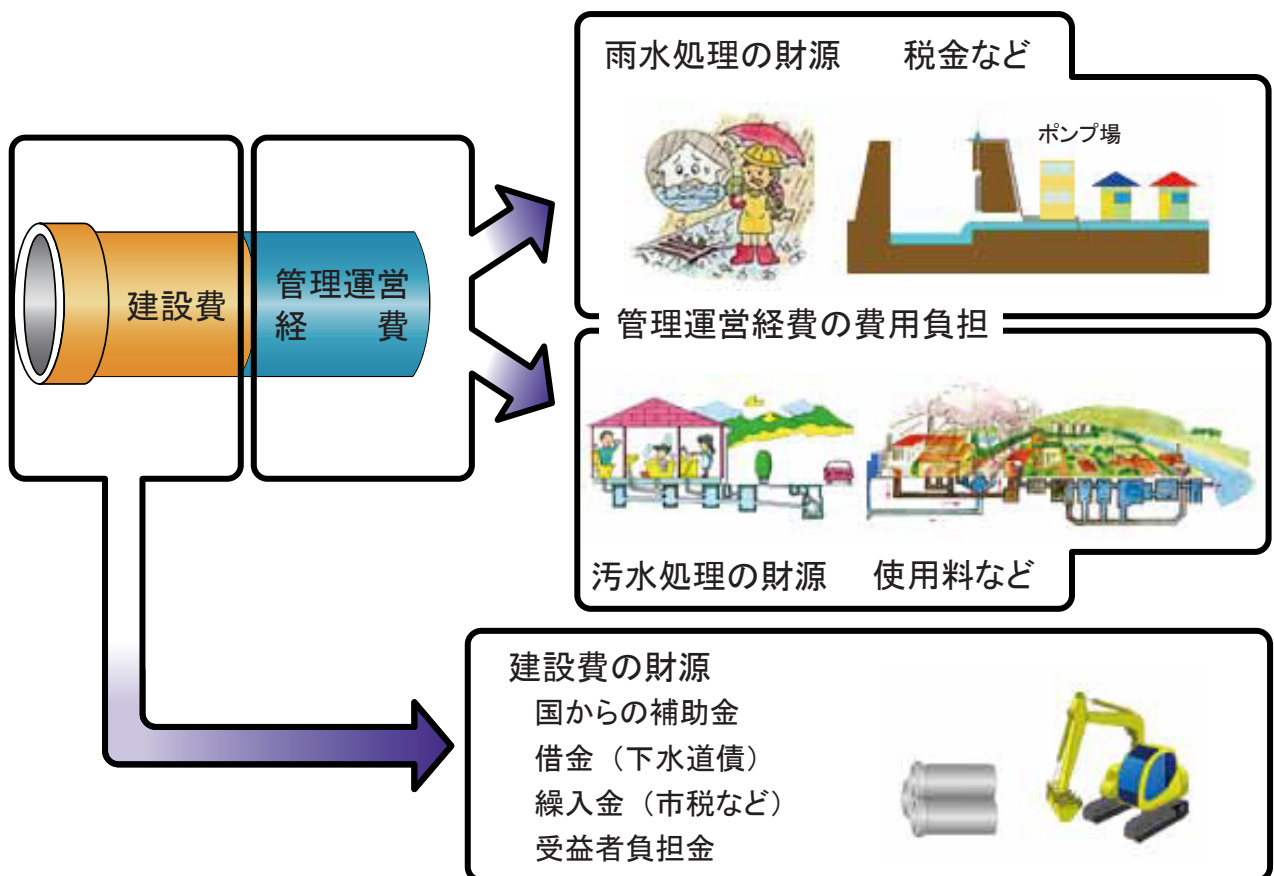
金融機関の窓口へ、水道料金の「領収書」または「使用水量のお知らせ」と預金通帳・通帳届出印をご持参のうえ、手続きしてください。



# 下水道財政のしくみ

下水道事業にかかる経費は、下水道管や污水处理施設を整備するための「建設費」と、施設などを管理・運営して下水を処理する「管理運営経費」に分けられます。

さらに、「管理運営経費」は、事業の性質から自然現象である雨水の排除を行う「雨水処理費」と、生活排水等の汚れた水を処理する「污水处理費」に分けられ、その財源として雨水の処理は公費（市税など）でまかない、汚水の処理は利用者の皆様から納めていただく下水道使用料でまかなうことを原則としています。（雨水公費・汚水私費の原則）



また、下水道の建設には膨大な資金が必要となります。この費用は主に、国からの補助金・借金（下水道債）・一般会計からの繰入金（市税など）・受益者負担金によってまかっています。

# されたら

# 水洗化改造工事を

## ① トイレの水洗化改造工事について

お住まいの地域で公共下水道が使用できる（供用開始の公示）ようになりますと、くみ取りトイレは**三年以内**に水洗トイレに改造し、雑排水（風呂、台所、洗濯等の排水）と共に下水道へ流すための工事（排水設備工事）をしなければなりません。

また、浄化槽を使用されている方についても、出来るだけ早期に排水設備工事をしていただく必要があります。なお、家屋などを新築される時は、必ず水洗トイレにしなければなりません。

美しい自然環境をこども達に残すためにも、速やかに下水道への接続をお願いいたします。

## ② 排水設備工事は建築物の所有者に

### 義務づけられています

水洗トイレへの改造など排水設備工事は建築物の所有者等に義務づけられています。

借地・借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事をする事もできますが、この場合は着工前に土地や建築物の所有者に同意を得てください。

## ③ 水洗化工事の助成金・融資制度

供用開始日（下水道が使用できると公示した日）から**三年以内**にくみ取りトイレなどを水洗トイレに改造された方を対象とした助成金の交付と改造資金の融資あつせん制度を設けています。ただし、助成金が融資あつせん制度のいずれか一方しか利用できません。（新築の建物は対象外です。また、下水道事業受益者負担金を滞納している場合は利用できません。）

### ① 助成金の交付

自己資金で水洗トイレの改造工事をされた方に一件につき一万円を交付します。（浄化槽の場合は、五十人槽単位で一件となります。従って六十人槽であれば二件に相当し、助成金は二万円となります。）



# 下水道が供用開始 一日も早く

## (2) 融資のあっせん

水洗トイレへの改造工事費用について市内金融機関に融資あっせんを行います。

### ◎ 融資限度額・返済期間等

水洗トイレ改造工事（付帯する排水設備工事を含む）一件につき四十万円以内で返済期間は二年間二十四回以内です。利息は無利息ですが、償還に延滞が発生した場合は、融資を受けた方が年十四割の延滞利息を金融機関に支払っていただきます。

### ◎ 融資あっせん制度の利用条件

#### ◇ 本人（申込人）

- ・ 確実な連帯保証人のある方（連帯保証人の資格等は左記のとおり）
- ・ 建築物の所有者、または所有者の同意を得た建築物の使用であること
- ・ 下水道事業受益者負担金を滞納していないこと

- ① 融資あっせん申込書
- ② 融資実行依頼書
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 課税証明書
- ⑤ 指定工事店が作成した見積書

#### ◇ 連帯保証人

- ・ 大阪府内に居住し、申込人とは独立の生計を営んでいる方
  - ・ 一定の職業を有し、かつ大阪府内に土地又は家屋を有する方
- 提出していただく書類

- ① 印鑑登録証明書
- ② 課税証明書
- ③ 固定資産税評価証明書等

## 水洗化工事に関するお問い合わせは

柏原市上下水道部 下水工務課 下水維持管理係

経営総務課 お客様サービス係 まで

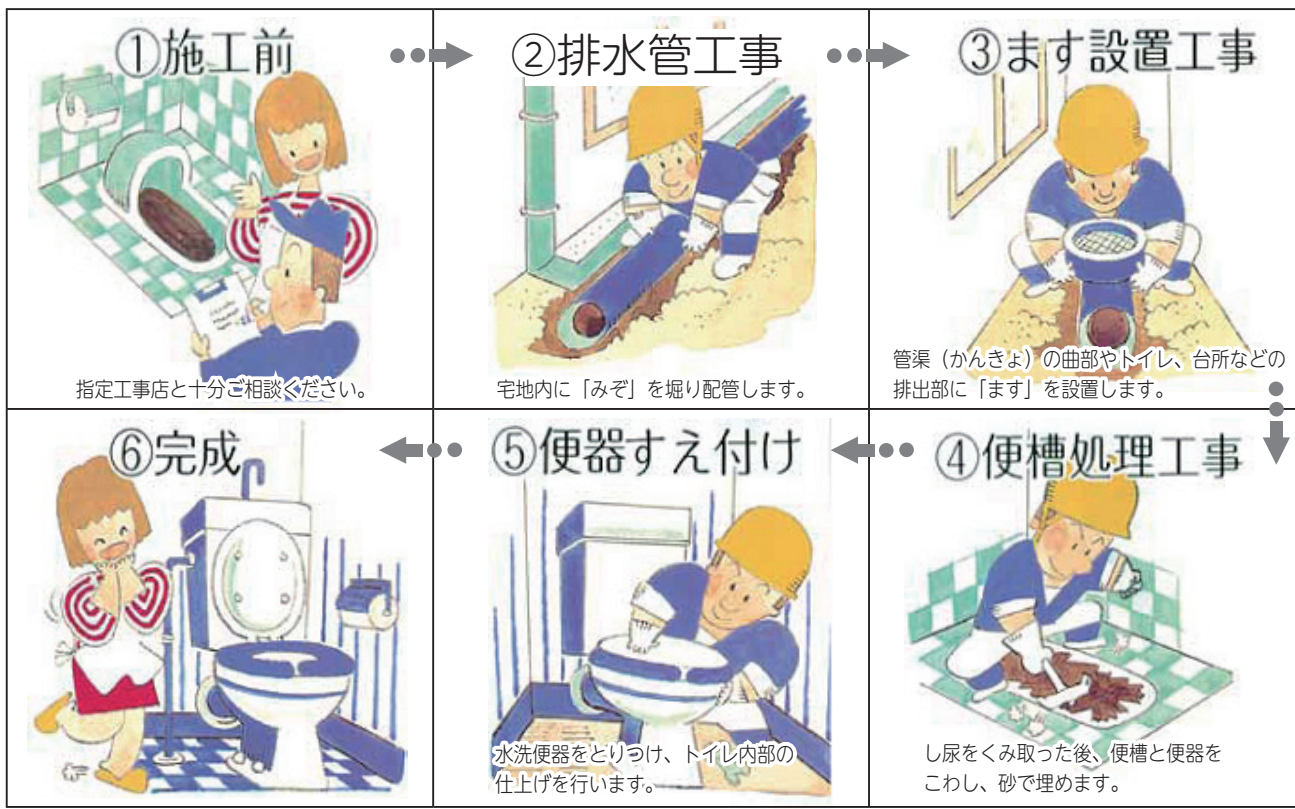
# 水洗化改造工事の手続き

## ① 供用開始の公示

…下水道が使用できるという市からのお知らせを配布  
 ※必ず、市の指定工事店に申し込んでください。また、見積を依頼し、見積書の内容や工事費をお確かめのうえ依頼しましょう。



## 水洗トイレの改造工事手順（くみ取り式の場合）



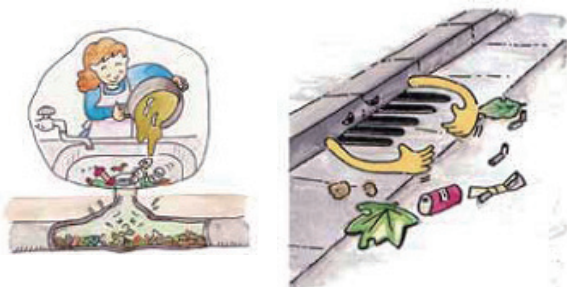


# 排水設備の維持管理

## 下水道は正しく使って

台所のごみを  
流さないで！

汚水ますには油  
やゴミがたまりや  
すいので定期的に  
清掃しましょう。



みぞやますにごみを捨てないで！

ますの清掃を



洗たくには、  
無リン洗剤を

ガソリンやシンナーなどを  
流さないで！



水洗トイレには、  
水にとけないものを流さない

排水設備が、ある日突然つまったり故障したりして、その重要性に初めて気づくものです。このようなことのないよう、排水設備（排水管やます）の維持管理は、皆様方が日ごろから思いやりをもって定期的に掃除するなど、行っていただくようお願いします。



Q 排水設備とはどんなものですか？

A 排水設備とは、屋内の排水管と、これに固着している洗面器、および水洗式トイレのタンクや便器を含めて（浄化槽を除く）広く解釈されています。

そして、排水設備に関連する衛生器具には、一般的に水洗便器、手洗い器、洗面器、台所、流し、浴槽などがあります。

したがって、排水設備とは、これらの機器類から排出される一切の不要水を汚水として收容し、公共下水道まで流す排水管、排水溝、ます類、その他敷地内の下水排除のための施設をいいます。

## 工場・事業場などの排水規制

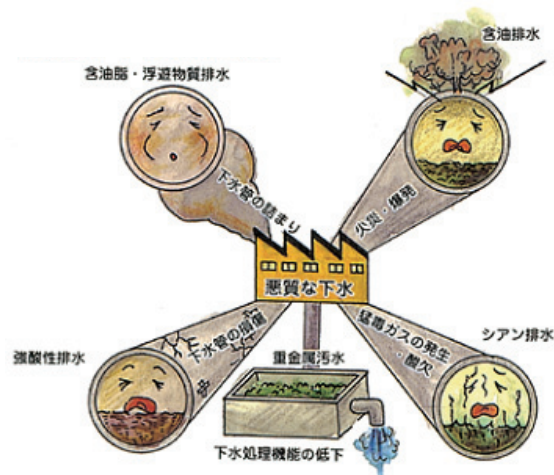
守られていますか？  
排水基準

除害施設などの維持管理  
排水基準違反のほとんどが、維持管理不良によるものです。日常の適正な管理点検が大切です。

除害施設などの正常な運転管理により、安定した排水の水質を確保するとともに施設などの致命的な損傷による流出事故の未然防止に努めてください。

除害施設などを適正に運転管理することは、施設などの寿命をのばし諸経費の節減につながります。

悪質下水が流れたら…



### 水質を守るために

市上下水道部では、下水道に悪質下水が流入していないかどうかを調査するための採水を行い、常に水質の監視に努めています。

# まぎらわしい訪問業者に注意しましょう！

最近、「宅地内の下水道管や汚水ますの点検・清掃が**必要です**」などと市が依頼したと誤解をまねくような表現を使って、ご家庭を訪問している業者があるとの情報が寄せられています。

市では、個人宅内の排水設備の清掃・点検などを業者に依頼している事実はありませんのでご注意ください。

ご不審に思われたときは、

下水工務課 下水維持管理係 電話 972-1647（下水工務課直通）  
までご連絡下さい。

## 上下水道部（下水道事業）の主な業務案内

経営総務課	下水道事業係	総務・財政・企画
	お客様サービス係	受益者負担金・下水道使用料・融資あっせん・改造助成金
	メールアドレス	gesui-gyoumu@city.kashiwara.lg.jp
下水工務課	事業計画係	公共下水道の計画及び調整
	汚水事業係	公共下水道（汚水）の工事施工管理・監督・指導
	雨水事業係	公共下水道（雨水）・雨水ポンプ場の工事施工管理・監督・指導
	下水維持管理係	公共下水道の維持管理、開発行為・排水設備工事に伴う指導
	メールアドレス	gesui-koumu@city.kashiwara.lg.jp